

「『租税特別措置法に係る所得税の取扱いについて』の一部改正について」
(法令解釈通達)の概要

租税特別措置法通達については、所得税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第4号)等の施行により、租税特別措置法等の改正が行われたことに伴い、次のとおり改正するものです。

1 事業所得等の特例(措法10等)の改正に伴う整備

事業所得等の特例の改正に伴い、租税特別措置法通達(法人税関係)の取扱いに準じた所要の整備を行う(措通(所)11の4の1等)。

2 住宅ローン控除の改正に伴う整備

買取再販住宅の要件である「納税者の取得前2年以内に宅地建物取引業者が取得したものである」ことについて、登記事項証明書の記載を用いて判定することを明らかにするなど当該要件に係る取扱いを定めるほか、所要の整備を行う(措通41-29の2等)。

3 その他所要の整備

上記のほか、所要の整備を行う。